

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第12条第4項
許認可等の種類	員外利用の許可
法令の定め	<p>第12条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 本文略</p> <p>(2) 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適当と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を得た場合</p> <p>(3) 略</p> <p>5項以下 略</p>
審査基準	上記法令の定めるとおり。
標準処理期間	<p>総期間 24 (日)・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 日・月 ( )</p>
処分担当課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G</p> <p>(電話番号：011-231-4111、内線24-521)</p> <p>(ダイヤルイン：011-204-5212)</p>
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第40条第4項
許認可等の種類	定款を変更する場合の認可
法令の定め	第40条 略 2～3 略 4 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものは除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5項以下 略
審査基準	なし（要件は法に明示） 同法第26条（定款） 同法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第158条（定款変更の認可申請）
標準処理期間	総期間 24 (日)・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第40条第5項
許認可等の種類	共済事業規約を設定、変更または廃止する場合の認可
法令の定め	第40条 略 2～4 略 5 第26条の3第1項に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 6項以下 略
審査基準	なし（要件は施行規則に明示） 消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日 大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第55条及び第56条
標準処理期間	総期間 24 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G （電話番号：011-231-4111、内線24-521） （ダイヤルイン：011-204-5212）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法 令 名	消費生活協同組合法
根 拠 条 項	第 4 0 条 第 6 項
許 認 可 等 の 種 類	貸付事業規約を設定、変更または廃止する場合の認可
法令の定め	第40条 略 2～5 略 6 第26条の4に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 7項以下 略
審 査 基 準	なし（要件は施行規則に明示） 消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日 大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第57条
標準処理期間	総 期 間                    2 4 (日)・月    (注：休日は含まない。) 經由機関                    日・月    (                    ) 協議機関                    日・月    (                    ) 処分機関                    日・月    (                    )
処 分 担 当 課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
申 請 先	同 上
問 い 合 わ せ 先	同 上
備 考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第 5 7 条、第 5 8 条
許認可等の種類	消費生活協同組合を設立する場合の認可
法令の定め	<p>第57条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立総会議事録の謄本及び役員名簿を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。</p> <p>2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。</p> <p>第58条 行政庁は、前条第 1 項の申請があったときは、その組合が第 2 条第 1 項各号に掲げる要件を欠く場合、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。</p>
審査基準	上記法令の定めるとおり
標準処理期間	<p>総 期 間                    2    日・<u>月</u>    (                    )</p> <p>  經由機関                    日・月    (                    )</p> <p>  協議機関                    日・月    (                    )</p> <p>  処分機関                    日・月    (                    )</p>
処分担当課	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G</p> <p>(電話番号：011-231-4111、内線24-521)</p> <p>(ダイヤルイン：011-204-5212)</p>
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第62条第2項
許認可等の種類	消費生活協同組合を解散する場合の認可
法令の定め	第62条 略 2 前項第1号(総会の議決)又は第3号(目的たる事業の成功の不能)に掲げる事由による解散は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3項 略
審査基準	なし(要件は法に明示) (解散の事由) 第62条 組合は、次の事由によつて解散する。 (1) 総会の議決 (2) 略 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4)及び(5) 略 2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 前項の場合には、第10条第1項第4号の事業を行う組合にあつては第57条第2項及び第58条の規定を、その他の組合にあつては第57条第2項、第58条及び第59条の規定を準用する。
標準処理期間	総期間 24 (日)・月 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号: 011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン: 011-204-5212)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第 6 3 条第 1 項
許認可等の種類	存立時期満了によって解散した消費生活協同組合の継続の認可
法令の定め	第 63 条 存立時期満了によって解散した場合には、組合員の 3 分の 2 以上の同意を得て組合を継続することができる。ただし、存立時期満了の日より 1 箇月以内に認可を申請しなければならない。 2 項以下 略
審査基準	なし（要件は法に明示） （解散組合の継続） 第 6 3 条 存立時期の満了によつて解散した場合には、組合員の 3 分の 2 以上の同意を得て組合を継続することができる。但し、存立時期満了の日より 1 箇月以内に認可を申請しなければならない。 2 前項の継続に同意しない組合員は、組合継続の時に於いて脱退したものとみなす。 3 第 1 項の場合には、第 5 8 条及び第 5 9 条の規定を準用する。
標準処理期間	総 期 間 2 4 (日)・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全 G (電話番号：011-231-4111、内線 24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
申請先	同 上
問い合わせ先	同 上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	消費生活協同組合法
根拠条項	第69条
許認可等の種類	消費生活協同組合を合併する場合の認可
法令の定め	第69条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2項 略
審査基準	なし（要件は法に明示） （合併手続） 第69条 組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 前項の認可については、共済事業又は貸付事業を行う組合にあつては第57条第2項及び第58条の規定を、その他の組合にあつては第57条第2項、第58条及び第59条の規定を準用する。
標準処理期間	総期間 24 (日)・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全G (電話番号：011-231-4111、内線24-521) (ダイヤルイン：011-204-5212)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a>



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	貸金業法
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	貸金業者の登録
法令の定め	<p>第3条 貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2項以下 略</p>
審査基準	第6条の定めによる。(別紙のとおり)
標準処理期間	<p>総期間 54(日)・月 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 3(日)・月 (日本貸金業協会北海道支部)</p> <p>協議機関 21(日)・月 (市町村、地方検察庁、東京地方検察庁及び北海道警察本部)</p> <p>処分機関 1日・(月) (各振興局)</p>
処分担当課	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号: )
申請先	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係又は日本貸金業協会北海道支部 (電話番号: 各振興局 ) (電話番号: 日本貸金業協会北海道支部011-222-6033)
問い合わせ先	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号: )
備考	<p>登録希望日がある場合は、希望日の2か月前までに申請すること。</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a></p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月31日作成)

法令名	貸金業法
根拠条項	第3条第2項
許認可等の種類	貸金業者の登録の更新
法令の定め	<p>第3条 貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>
審査基準	第6条の定めによる。(別紙のとおり)
標準処理期間	<p>総期間 54(日)・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 3(日)・月 (日本貸金業協会北海道支部)</p> <p>協議機関 21(日)・月 (市町村、地方検察庁、東京地方検察庁及び北海道警察本部)</p> <p>処分機関 1日・(月) (各振興局)</p>
処分担当課	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号： )
申請先	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係又は日本貸金業協会北海道支部 (電話番号：各振興局 ) (電話番号：日本貸金業協会北海道支部011-222-6033)
問い合わせ先	各振興局保健環境部環境生活課道民生活係 (電話番号： )
備考	<p>登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間満了の日の2か月前までに当該登録の更新を申請すること。</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kijun.htm</a></p>

(別紙)

○貸金業法（抜粋）

(登録の拒否)

第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
  - 二 破産者で復権を得ないもの
  - 三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
  - 四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
  - 五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第百二号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
  - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - 七 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者
  - 八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
  - 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの
  - 十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの
  - 十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - 十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
  - 十三 営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者
  - 十四 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）
  - 十五 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
  - 十六 他に営む業務が公益に反すると認められる者
- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
  - 3 第一項第十四号の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。
  - 4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。